

答 申 第 277号
令 和 2年 5月 8日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和2年4月30日付け岐阜市子支第68号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

国において、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けている子育て世帯の支援を目的として、子育て世帯への臨時特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することとされたため、本市は、給付金の支給の実施主体として児童手当の受給世帯に対し、給付金の支給を行うこととなった。

については、給付金の支給に係る案内の送付、受給拒否の届出の受付、給付金の支給等の事務を実施するため、条例第10条第2項第5号の規定により、子ども未来部子ども支援課（以下「子ども支援課」という。）が保有する児童手当の受給者に関する情報を利用目的以外の目的のため利用する。

2 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

子ども支援課が保有する児童手当受給資格者台帳の情報のうち、児童手当の受給資格者の氏名、住所、郵便番号、電話番号、家族構成（児童手当の対象の児童名を含む。）及び口座情報

3 意見

適当なものと認める。